委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は		
委託業務名称	担当課	産業観光部北部産業振興課
委託業務場所 長浜市西浅井町管浦580番地 ①保守管理業務 建築物の保守管理、建設設備等の保守管理備品・消耗品等の保守管理、植穂の管理 (清清海業務、保安設備・機械警備業務、地下タンク貯蔵庫の管理業務 (清清海業務、保安設備・機械警備業務、地下タンク貯蔵庫の管理業務 (現 行 期 間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 契約 年 月 日 令和5年4月1日 契約 額 (税込) 563,200円 [所 在 地 又 は 住 所] 長浜市西浅井町大浦1098番地の4 [商 号 又 は 名 称] 有限会社西浅井町大浦1098番地の4 [商 号 又 は 名 称] 有限会社西浅井総合サービス 代表取締役 佃 光広 契約 相 手 方の 達 定 理 由 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印) (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(甲成18年長浜市規則第7号)で定める額を超えないものをするとき。 不動成の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は増入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその社質又は目的が競争入札に値用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその社質又は目的が競争入札に値用なためと要な物品の売払いその他の契約でその社質又は目的が競争入札に値用ないものをするとき。 (6) 競争人札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	委託業務番号	令和5年度 長北産委第13号
業 務 の 概 要 ①保守管理業務 建築物の保守管理、建設設備等の保守管理備品・消耗品等の保守管理、植設の管理 ②清掃、保守資備業務 清掃業務、保安設備機械整備業務、地下タンク貯蔵庫の管理業務 履 行 期 間 今和5年4月1日 から 令和6年3月31日 契約 額 (税込) 「所 在 地 又 は 作 所] 長夜市西浅井町大浦1098番地の4 [商 号 又 は 名 称] 有限会社西浅井町大浦1098番地の4 [商 号 又 は 名 称] 有限会社西浅井砂・ビス 代表収締役 佃 光広 契約 相 手 方の 進 定 理 由 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印) (1) 売買、投債、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は(2)約入に使用させるためと要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に値重しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 根 拠 規 定 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著し、不利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し暮札者がないとき。	委託業務名称	つづらお荘施設維持管理業務委託
東築物の保守管理、建設機等の保守管理備品・消耗品等の保守管理、植栽の管理 ②漕精・保守警備業務 清掃業務、保安設備・機械警備業務、地下タンク貯蔵庫の管理業務 超 行 期 間 合和5年4月1日 から 令和6年3月31日 契 約 年 月 日 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 契 約 年 月 日 令和5年4月1日 契 約 額 (視込) 563, 200円	委託業務場所	長浜市西浅井町菅浦580番地
契約 年 月 日	業務の概要	建築物の保守管理、建設設備等の保守管理備品・消耗品等の保守管理、植栽の管理 ②清掃・保守警備業務
契約額(税込) 563,200円 「所在地又は住所」長浜市西浅井町大浦1098番地の4 「商号又は名称」有限会社西浅井総合サービス代表取締役 佃 光広 契約相手方の選 定 理 由 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印) (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 根 拠 規 定 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
 契約の相手方 [商号又は名称]有限会社西浅井総合サービス代表取締役個光広 契約相手方の	契約年月日	令和5年4月1日
契約の相手方	契約額(税込)	563, 200円
関約 相手方の 選定 理由	契約の相手方	[所在地又は住所]長浜市西浅井町大浦1098番地の4
選定理由 地方自治法施行令第167条の2第1項(該当する項目に〇印) (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は(2)納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。		[商 号 又 は 名 称]有限会社西浅井総合サービス 代表取締役 佃 光広
選定理由 地方自治法施行令第167条の2第1項(該当する項目に〇印) (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は(2)納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。		
(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は(2)納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。		
(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は(2)納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	. >	
不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は 納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に 適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 根 拠 規 定 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。		地方自治法施行令第167条の2第1項(該当する項目に〇印)
(2) 納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。		売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の(1)年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
根 拠 規 定 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。		不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は (2) 納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に 適しないものをするとき。
(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	根拠規定	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	*	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
(9) 落札者が契約を締結しないとき。	3	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	X = 4 1	(9) 落札者が契約を締結しないとき。